

様式(細則 5-2)

平成 30 年 8 月 24 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員名 芦 谷 英 夫



### 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため（視察・研修）を（実施・受講）したので、その結果を報告します。

記

1、期 間 平成 30 年 8 月 11 日（土）13 時～16 時 30 分

2、研修内容 教職員の「働き方改革」に関するシンポジウム

3、研修先 松江市（くにびきメッセ国際会議場）

4、調査経費 7,140 円（JR 利用）

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



## 「教職員の『働き方改革』に関するシンポジウム」出席のため

平成30年8月24日

- 1 日 時 平成30年8月11日（土）13時～16時30分  
2 場 所 松江市（くにびきメッセ 国際会議場）  
3 概 要 講演 学校の日常を「見える化」する～部活動改革から働き方改革  
まで～名古屋大学教授 内田 良  
パネルディスカッション「教職員の働き方改革について」

### 4 内 容

- ① 講演で内田教授は『教員の働き方改革を盛り上げる世論がある、エビデンス（科学的根拠）から超長時間労働にリアルに迫ること、制度設計なき部活動、部活動は自主的だから加熱する。』
- ② 部活動は教育課程で明確な定めがないため、練習時間が膨らみ教職員と生徒双方に負担が増している、文部科学省の調査で公立小学校で約3割、中学校で約6割の教職員が過労死ラインとされる月80時間超える時間外勤務をしている。
- ③ 部活動を自主的な活動としている学習指導要領について、制度設計なき教育活動と強調し、授業のように標準時間や取得単位数にきまりがなく、全国大会出場など結果を求めて加熱しやすい。』と指摘された。
- ④ パネルディスカッションでは、小中学校の教職員は他職種に比べて圧倒的に長時間働いている、労務管理なき長時間労働、給特法があり内容にかかわらず教職員の自発的な行為として整理され公務遂行性がなく公務災害補償の対象とならない、残業時間が増えても気づかない、国や自治体は残業抑止の必要性を感じない、などの発言があった。

### 5 所 見

- ① 小中学校の設置者として、タイムカードの導入などにより時間外労働の実態を把握し、労務管理の適正化、人員の手当、予算の確保など適切な対応をする必要がある。
- ② 本来業務と部活動、事務処理、ふるさと教育、キャリア教育などの本来外業務をきちんと整理し、業務の見直しと本来外業務の大胆な削減を行う。
- ③ 給特法の仕組み（月給の4%を一律に上乗せし残業代を支給しない）が、時間外も当然との感覚を生み長時間の労働の温床となっており、市として給特法の改正について発信する。
- ④ 教職員の業務を肩代わりするとされている事務職員、サポートするスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの増員を図るとともにその常勤化を推進する。
- ⑤ 事務処理の削減、事務処理システムの導入などが進められており、実効が上がるよう進捗状況の点検を行う。
- ⑥ 運動部顧問の約半数がその競技種目の経験がない、と答える教職員が半数いるとのデータもあり、市民や地域からの支援などなども含め、外部人材活用の制度を確立する。

—以上—